

6 東彼杵町議会規則第 1 号

東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 6 月 6 日

東彼杵町議会議長 浪瀬 真吾

東彼杵町議会会議規則の一部を改正する規則

東彼杵町議会会議規則（平成3年議会規則第1号）の一部を次のように改正する

次の表に掲げる規則の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第12条）</p> <p>第2章 議案及び動議（第13条—第19条）</p> <p>第3章 議事日程（第20条—第24条）</p> <p>第4章 選挙（第25条—第34条）</p> <p>第5章 議事（第35条—第48条）</p> <p>第6章 発言（第49条—第63条）</p> <p>第7章 委員会（第64条—第76条）</p> <p>第8章 表決（第77条—第87条）</p> <p>第9章 請願（第88条—第94条）</p> <p>第10章 秘密会（第95条・第96条）</p> <p>第11章 辞職及び資格の決定（第97条—第100条<u>の2</u>）</p> <p>第12章 規律（第101条—第108条）</p> <p>第13章 懲罰（第109条—第115条）</p> <p>第14章 公聴会（第116条—第121条）</p> <p>第15章 参考人（第122条）</p> <p>第16章 会議録（第123条—第125条）</p> <p>第17章 全員協議会（第126条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第12条）</p> <p>第2章 議案及び動議（第13条—第19条）</p> <p>第3章 議事日程（第20条—第24条）</p> <p>第4章 選挙（第25条—第34条）</p> <p>第5章 議事（第35条—第48条）</p> <p>第6章 発言（第49条—第63条）</p> <p>第7章 委員会（第64条—第76条）</p> <p>第8章 表決（第77条—第87条）</p> <p>第9章 請願（第88条—第94条）</p> <p>第10章 秘密会（第95条・第96条）</p> <p>第11章 辞職及び資格の決定（第97条—第100条<u>　</u>）</p> <p>第12章 規律（第101条—第108条）</p> <p>第13章 懲罰（第109条—第115条）</p> <p>第14章 公聴会（第116条—第121条）</p> <p>第15章 参考人（第122条）</p> <p>第16章 会議録（第123条—第125条）</p> <p>第17章 全員協議会（第126条）</p>

を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第42条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(準用規定)

第62条 質問については、第54条《質疑の回数》及び第58条《質疑又は討論の終結》第1項の規定を準用する。

(少数意見の留保)

第75条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(選挙規定の準用)

第84条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第27条《議場の出入口閉鎖》、第28条《投票用紙の配布及び投票箱の点検》、第29条《投票》、第30条《投票の終了》、第31条《開票及び投票の効力》第1項から第3項まで、第32条《選挙結果の報告》第1項、第33条《選挙に関する疑義》及び第34条《選挙関係書類の保存》の規定を準用する。

(秘密の保持)

第96条 (略)

(資格決定の通知)

第100条の2 法第127条《失職及び資格決定》第3項の規定により準用される法第118条《投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議》第

を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第42条 議員は、委員長及び小数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(準用規定)

第62条 質問については、_____第58条《質疑又は討論の終結》第1項の規定を準用する。

(小数意見の留保)

第75条 委員は、委員会において小数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを小数意見として留保することができる。

2 前項の規定により小数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては簡明な小数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(選挙規定の準用)

第84条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第27条《議場の出入口閉鎖》、第28条《投票用紙の配布及び投票箱の点検》、第29条《投票》、第30条《投票の終了》、第31条《開票及び投票の効力》_____,第32条《選挙結果の報告》第1項、第33条《選挙に関する疑義》及び第34条《選挙関係書類の保存》の規定を準用する。

(秘密会の保持)

第96条 (略)

[新設]

6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第102条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘
の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(会議録の記載事項)

第123条 会議録に記載する事項は次のとおりとする。

(1)～(8) (略)

(9) 委員会報告書及び少数意見報告書

(10)～(15) (略)

(電子情報処理組織による通知等)

第127条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情

(携帯品)

第102条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たとき

は、この限りでない。

(会議録の記載事項)

第123条 会議録に記載する事項は次のとおりとする。

(1)～(8) (略)

(9) 委員会報告書及び小数意見報告書

(10)～(15) (略)

[新設]

報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条《日程の作成及び配布》、第90条《請願書の写しの配布》、第91条《請願の委員会付託》第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる装置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該装置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする装置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議

会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。
この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第127条の3 この規則の規定（第28条《投票用紙の配布及び投票箱の点検》第1項（第84条《選挙規定の準用》において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

[新設]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。